

産業廃棄物処理委託契約書 [処理・処分用]

2024 年 6 月 1 日

排出事業者(甲)

住所 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
氏名 錦町トラッドスクエア14F
クロススポーツマーケティング株式会社
代表取締役社長 中村 考 昭

処理・処分業者(乙)

住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号
氏名 野村興産株式会社
専務取締役 市橋 豊

上記排出事業者 クロススポーツマーケティング株式会社 (以下「甲」という。)と処理・処分業者(乙) (以下「乙」という。)は甲の事業場から排出される産業廃棄物の処理・処分を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。))に従い適正に行うため、次のとおり契約を締結する。この契約の成立を証するために、本書1通を作成し、甲がこれを保有し、乙はこの写し(複写機によるコピー)を1通保有するものとする。

第1条(法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって法その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

甲は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の処理・処分を乙に委託し、乙は甲から委託された産業廃棄物を【委託業務の内容】に示す方法により、許可された施設にて適正に処理・処分する。

第3条(事業の範囲)

乙の事業範囲は次のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

処 理 施 設 名 : 野村興産株式会社 イトム力鋳業所
処理施設所在地 : 北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
許 可 区 分 : 中間処理
処分方法(処理能力) : 焙焼 (160.24t/日)
許 可 番 号 : 北海道 第00140004746号
許 可 品 目 : 許可証のとおり

第4条(適正処理に必要な情報の提供)

- 1 甲は、処理・処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状(形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿、腐敗・揮発等性状の変化、混合等により生じる支障、排出数量等の必要な情報を乙に文書にて通知しなければならない。通知する文書は「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成 25 年 6 月)を参照)の項目を参考に作成を行うものとする。

- 2 甲は、当該廃棄物が日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合、当該含有マークに関する情報を乙に文書にて通知しなければならない。
- 3 甲は、本契約の有効期間中、契約締結時に提供した当該廃棄物に係る前2号の情報に変更が生じる場合は、速やかに当該情報を文書にて乙に提供し、甲乙間で対応について協議する。

第5条(再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第6条(権利・義務の譲渡等)

乙は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第7条(損害の賠償)

乙は、甲から委託された産業廃棄物を、乙の事業場における受入から処分の完了まで法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

第8条(委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務終了報告書はマニフェストD票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第9条(委託手数料・消費税・支払い)

- 1 甲の委託する産業廃棄物の処理業務に関する委託手数料の支払いについては【委託業務の内容】(4)の表にて定める単価に基づき算出する。
- 2 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相応となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処理・処分についての消費税等は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙からの業務終了報告書によって処理を確認した後、乙に委託手数料を支払う。支払方法は、別に定めるものとする。

第10条(内容の変更)

甲または乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第11条(機密保持)

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合は、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条(契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定または法令の規定によりこの契約を解除できる場合であっても、本契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理・処分を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、本契約は解除できない。
- 3 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

第13条(協議)

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

甲または乙は、相手方につき次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他手続を要しないで、甲乙間で締結する本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 甲または乙（甲または乙の役員、株主あるいは実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）である場合、または反社会的勢力であった場合。
 - (2) 甲または乙が反社会的勢力と人的、資本的または経済的（不当な利益供与を行う経済取引を含む。）に関係があると認められた場合。
 - (3) 自ら反社会的勢力であることを標榜し、または自らの関係者が反社会的勢力であると標榜する場合。
 - (4) 甲または乙が自らあるいは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
 - (5) 甲または乙が自らあるいは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (6) 甲または乙が自らあるいは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある場合。
 - (7) 甲または乙が自らあるいは第三者を利用して、違法行為または法的責任を超えた不当要求行為をした場合。
 - (8) 甲または乙が継続して、あるいは反復して法令に違反し、または公序良俗に反する行為や事業を行っている場合。
- 2 甲または乙は、本条の規定により、この本契約または個別契約の全部または一部を解除した場合、解除した当事者である甲または乙の被った損害について、被解除当事者となる相手方に賠償請求することができる。
 - 3 甲または乙は、本条の規定により本契約または個別契約の全部または一部を解除した場合、被解除当事者となる相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第15条（反社会的勢力でないことの表明）

甲、乙は、前条第1項（1）、（2）および（8）に規定するものでないことを表明し、保証する。

第16条（裁判管轄）

本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合、甲の本店または支店所在地を管轄する地方裁判所のうち、甲が選定する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【委託業務の内容】

- (1) 委 託 期 間 2024年6月1日 から ²⁰²⁵~~2024~~年5月31日まで。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

- (2) 排出場所
排出場所名称：クロススポーツマーケティング株式会社

排出場所所在地：宮城県仙台市太白区あすと長町 1-4-10

- (3) 収集・運搬業者

収集・運搬区間	担当会社
甲の事業所から株式会社万力積替保管施設まで	株式会社 サイコー
積替保管施設	株式会社 万力
株式会社万力積替保管施設から乙のイトムカ鉱業所まで	エア・ウォーター物流株式会社

- (4) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価

廃棄物名称	廃棄物の種類	予定数量	契約単価	予定金額
廃電地類	金属くず、汚泥 (水銀使用製品産業 廃棄物)	50kg/年	200 円/kg	10,000 円

(消費税及び地方消費税を含まない)

- (5) 委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報

廃棄物名称	性状及び 荷姿	発生工程	通常保管状況下での腐敗・揮発等性状の変化、混合等により 生じる支障、石綿含有、含有マーク(JIS C0950) 有害物含有に 関する情報及び取扱注意事項
廃電地類	固形、バ ラ	甲の事業場 で使用済み のもの	破損・水濡れに注意。その他支障はなし。 端子部の絶縁処理。水銀を含有する。

- (6) 委託する産業廃棄物の最終処分

事業場の名称：野村興産株式会社 イトムカ鉱業所
施設の所在地：北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
処 分 方 法：次のとおり

廃棄物の名称	中間処理後の廃棄物の種類	最終処分方法	施設の処理能力
廃電地類		再生(水銀、亜鉛原料、鉄くず)	
	燃え殻	埋立(管理型最終処分場)	許可証の通り

- (7) 委託料金の支払方法(第9条第4項関係)

第9条第4項の委託料は、甲が別途収集・運搬の契約を締結する株式会社サイコーに支払い、株式会社サイコーは、甲が別途収集・運搬の契約を締結する株式会社万力に支払う。乙は株式会社万力から当該委託料の支払いを受けるものとする。